

長期施術継続理由書（打撲・捻挫）

部位、症状、経過及び3箇月を超えて施術が必要な理由

症状、経過及び3箇月を超えて頻度の高い施術が必要な理由（部位ごと）

長期又は長期・高頻度の施術が必要な理由等は上記のとおりです。

年　月　日

柔道整復師名